



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…二

告示

●東京都告示第五百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十四日

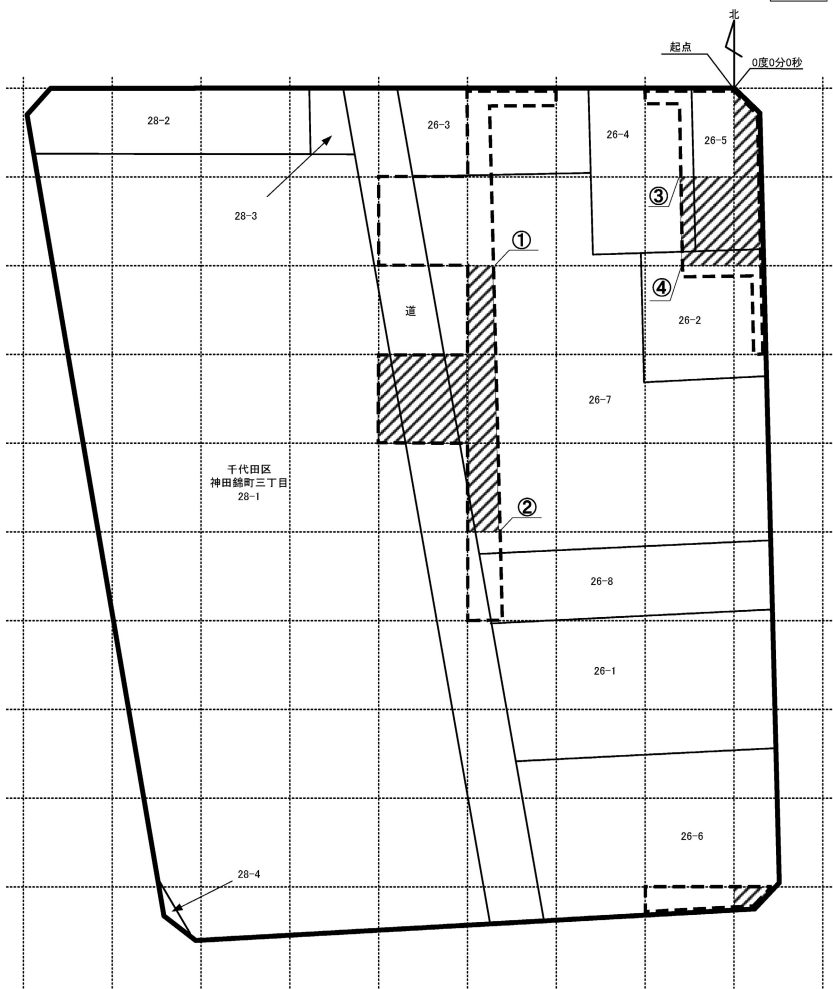
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区神田錦町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界
- 形状変更時要届出区域

起点

起点は、千代田区神田錦町三丁目26番5の最北端とする。

格子の回転角度(0度0分0秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標

測点	X	Y
起点	0.000	0.000
①	-20.000	-26.420
②	-50.000	-25.648
③	-10.000	-5.654
④	-20.000	-5.396

※座標は、起点を(X,Y)=(0.000,0.000)とし、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標である。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年4月14日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第4号線

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和7年4月3日

別記のとおり

別記

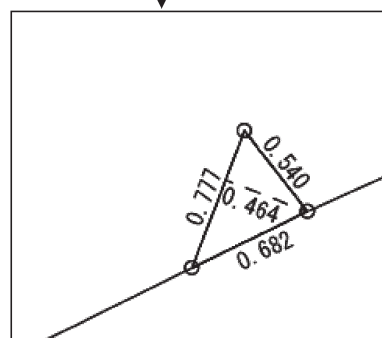
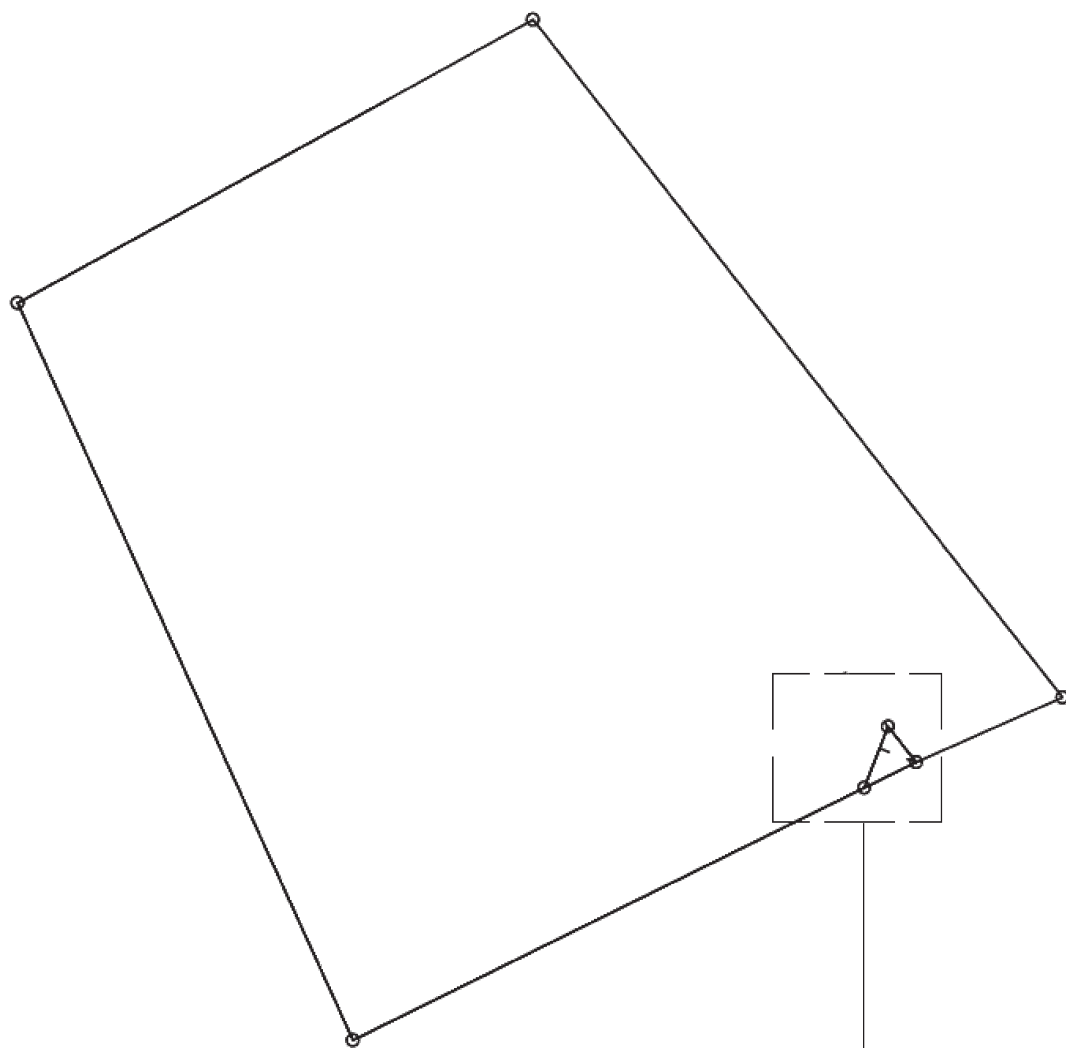
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都新宿区 富久町	60番96	宅地	m ² 61.55	m ² 79.25	m ² 0.18	佐藤鈴子	不明 ただし、土地登記簿上の住所 東京都新宿区市谷富久町 60 番地	佐藤充	東京都目黒区 目黒一丁目 3 番 23-218 号 マンション目黒苑	土地の使用貸借による権利 ただし、土地の使用貸借による権利の存否不明	別 図 の とおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都新宿区富久町 60 番 96 のうち

0.18 平方メートル



拡大図

単位：メートル

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



FSC
ミックス
FSC® C006270